

■ 安全

事故件数	単位	2 0 2 2 年度	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
異常現象等 ※1	件	8	5	19
中規模以上のプロセス安全事故 ※2	件	0	0	1

※1 石油コンビナート等災害防止法に基づく異常現象に加え、その他法令に基づき、当社内で異常現象相当の事故として原因究明・対策を行った設備上のトラブルをカウントした件数
※2 休業4日以上およびガス・油の漏洩（漏洩量が10L以上の事故）

労働災害	単位	2 0 2 2 年度	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
度数率※1	当社	0.00	0.00	0.00
	化学工業※2	1.16	1.04	1.23
強度率※1	当社	0.00	0.00	0.00
	化学工業※2	0.06	0.03	0.04

※1 度数率および強度率（暦年）
度数率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。
強度率：1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの指数を表す。
※2 化学工業の度数率および強度率：出典：厚生労働省「令和6年労働災害動向調査」（16化学工業）
・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場の従業員

■ ダイバーシティ／ワーク・ライフ・バランス

ダイバーシティ／ワーク・ライフ・バランス	単位	2 0 2 2 年度	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
子育て	育児休業取得率（男性）	63.6	89.4	76.5
	育児休業取得率（女性）	100	100	100
	産休・育休取得者の 復職率	100	100	100
ダイバー シティー	女性社員比率	14.1	14.7	14.8
	女性管理職比率	4.3	4.2	5.2
	日勤総合職 女性採用比率	40.9	47.8	23.3
	障がい者雇用率 ※	2.67	2.91	2.71
働き方	年次有給休暇消化率	100	96.8	88.6
	年間総労働時間	1,886	1,877	1,906

※ 障がい者雇用率：各年とも翌年度6月1日現在の数値
法定雇用率 ～2024年3月 2.3％、2024年4月～2026年6月 2.5％、2026年7月～ 2.7％

■環境

エネルギー投入量とエネルギー消費原単位 ※1単位		2022年度	2023年度	2024年度
エネルギー投入量 ※1	千kL (原油換算)	1,068	906	808
前年を100とした場合		%	103.6	97.9
エネルギー消費原単位※2				
1990年度を100とした場合 ※3		%	97.3	95.2

●関連法令「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」の報告値に準じて算出

※1 エネルギー投入量

・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場

※2 エネルギー消費原単位：総エネルギー使用量（kL-原油換算）を、製品数量（t-エチレン換算）で割った数値

・対象：千葉工場・四日市工場

※3 1990年度を100とした場合：京都議定書の温室効果ガス排出量基準年1990年との比較

CO ₂ 排出量	単位	2022年度	2023年度	2024年度
エネルギー使用に伴うCO ₂ 排出量 ※1	千tCO ₂	2,107	2,028	1,796
非エネルギー起源 CO ₂ 排出量 ※2	千tCO ₂	15	21	16
製品の輸送に関わるCO ₂ 排出量 ※3	千tCO ₂	12	10	8

●関連法令「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」

※1 エネルギー使用に伴うCO₂排出量：省エネ法に定める特定事業者としての報告値

電力使用におけるCO₂排出量は温対法の基礎排出係数（2022年度および2023年度は「調整後排出係数」）を用いて算出。

・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場

※3 製品の輸送に関わるCO₂排出量：省エネ法に定める特定荷主としての報告値

●関連法令「地球温暖化対策の推進に関する法令（温対法）」

※2 非エネルギー起源CO₂排出量：温対法における、非エネルギー起源CO₂排出量の報告値

・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場

GHG排出量（Scope1および2）		単位	2022年度	2023年度	2024年度
Scope1 ※1 直接排出量	CO ₂	千tCO ₂	2,150	2,081	1,870
	CO ₂ 以外	千tCO ₂	1	3	4
Scope2 ※2 間接排出量	購入電力	千tCO ₂	47	42	32
	購入蒸気	千tCO ₂	77	89	72

●算出基準：燃料消費量・GHG排出量については、上記項目「CO₂排出量」に売電・売熱分を加味して算出。（上記項目「CO₂排出量」とは異なる基準で算出しているためCO₂排出量の合計値は一致しません。）

※1 Scope1：自社によるGHGの直接排出量（燃料の燃焼 等）

※2 Scope2：他社から供給された電気・蒸気等の使用に伴うGHG間接排出量。電力使用におけるGHG排出量は温対法の基礎算出係数（2022年度および2023年度は「調整後排出係数」）を用いて算出。

・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場・本社

大気汚染物質排出量		単位	2022年度	2023年度	2024年度
SO _x 排出量	千葉工場+四日市工場	t	113	93	99
	千葉工場	t	113	93	99
	四日市工場	t	排出なし	排出なし	排出なし
NO _x 排出量	千葉工場+四日市工場	t	693	730	619
	千葉工場	t	690	727	616
	四日市工場	t	3	3	3
ばいじん排出量	千葉工場+四日市工場	t	33	11	10
	千葉工場	t	33	11	10
	四日市工場	t	排出なし	排出なし	排出なし

●関連法令「大気汚染防止法」に準じて算出

水資源の投入量／排出量		単位	2 0 2 2 年度	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
投入量		千t	72,668	77,666	62,617
総排水量		千t	59,228	64,693	50,421
・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場					

水質汚濁物質排出量		単位	2 0 2 2 年度	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
COD排出量	千葉工場＋四日市工場	t	60	61	54
	千葉工場	t	55	57	50
	四日市工場	t	5	3	4
全窒素排出量	千葉工場＋四日市工場	t	35	28	27
	千葉工場	t	34	27	26
	四日市工場	t	1	1	1
全リン排出量	千葉工場＋四日市工場	t	1.1	1.2	1.1
	千葉工場	t	1.0	1.1	1.0
	四日市工場	t	0.1	0.1	0.1
●関連法令「水質汚濁防止法」に準じて算出 ・四捨五入差異により合計値が合わない場合があります。					

産業廃棄物		単位	2 0 2 2 年度	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
廃棄物発生量 ※ 1	千葉工場＋四日市工場	千t	82.1	76.2	77.2
	千葉工場	千t	81.2	75.2	75.8
	四日市工場	千t	1.0	1.1	1.5
再資源化量 ※ 2	千葉工場＋四日市工場	千t	20.5	21.7	22.5
	千葉工場	千t	19.5	20.6	21.1
	四日市工場	千t	1.0	1.1	1.4
最終処分量	千葉工場＋四日市工場	千t	0.2	0.2	0.3
	千葉工場	千t	0.2	0.2	0.3
	四日市工場	千t	0.0	0.0	0.0
※ 1 廃棄物発生量：構内中間処理前量 ※ 2 再資源化量：サーマルリサイクル量は含まず。直接再処理を含む。 ・四捨五入差異により合計値が合わない場合があります。					

化学物質(PRTR)の排出/移動量		単位	2 0 2 2 年度 ※	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
大気排出		t	220	256	327
公共用水排出		t	1	1	2
事業場外排出		t	19	35	37

●関連法令「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法またはPRTR法）」
※ 2022年度の排出/移動量：過年度の公開値より変更（過年度：合計1t以上となる物質の合計、2023年度：関連法令の報告値）
・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場

化学物質(PRTR)の排出/移動量 <合計1t以上の化学物質>

●千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター		大気排出			公共用水排出			事業場外排出		
化学物質名	単位	2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度
垂鉛の水溶性化合物	t/年	-	-	-	0,9	0,8	1,2	-	-	-
エチルベンゼン	t/年	7,1	4,7	5,6	-	-	-	-	-	0,6
キシレン	t/年	11,0	6,3	5,7	-	-	-	-	-	0,8
1,2-シクロロエタン	t/年	2,8	2,2	2,0	-	-	-	-	-	-
ジシクロペンタジエン	t/年	3,3	3,4	2,5	-	-	-	-	-	0,7
トルエン	t/年	51,0	48,0	40,0	-	-	-	0,1	0,3	-
1,3-ブタジエン	t/年	5,0	5,0	4,9	-	-	-	-	-	-
ヘキサン	t/年	140,0	170,0	250,0	-	-	-	-	1,3	0,0
ベンゼン	t/年	1,8	1,8	0,6	-	-	-	-	-	0,9
ジイソブチレン (DIB)	t/年	-	12,0	12,0	-	-	-	-	-	-
(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸	t/年	-	-	-	-	0,4	0,5	-	3,2	4,4

●四日市工場		大気排出			公共用水排出			事業場外排出		
化学物質名	単位	2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度
エチレングリコールモノメチルエーテル	t/年	-	-	-	-	-	-	7,4	9,9	9,9
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのものおよびその混合物に基る)	t/年	0,1	0,1	0,1	-	-	-	6,3	10,1	10,2
2-（2-メトキシエトキシ）エタノール	t/年	-	-	-	-	-	-	-	7,9	7,9

●関連法令「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法またはPRTR法）」

※ 2022年度の排出/移動量：過年度の公開値より変更（過年度：合計1t以上となる物質の合計、2023年度：関連法令の報告値）

・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場

プラスチックの資源循環	単位	2022年度	2023年度	2024年度
プラスチック使用製品産業廃棄物	t	223	150	188

●関連法令「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」

・多量排出事業者の排出削減目標：250t以下

・対象：千葉工場・研究開発センター・機能性樹脂技術開発センター・四日市工場

PCB※ 処理計画	2024年度の取り組み
高濃度PCB	2023年度までに処理委託契約を締結したものは処理が完了した。 2024年度発見された安定器については新たに契約を締結し処理を行う。
低濃度PCB	現在使用中の9基を計画的に取り外し処理を進めてゆく。

※PCB（Poly Chlorinated Biphenyl）：ポリ塩化ビフェニルは毒性が強く発がん性があり、1972年に製造・使用が禁止されています。かつては電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていました。

●関連法令「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

・処理期限：高濃度PCB（2023年度）、低濃度PCB（2026年度）

・対象：千葉工場（四日市工場は処理済）

水銀灯処理計画	2024年度の取り組み
水銀照明設備のLED化	千葉工場：0台、 四日市工場：3台 ※千葉工場は2024年度は取り組みを一旦保留とし、次期中期経営計画（2026-2028）より再開を計画

●関連法令「水銀に関する水俣条約」

独立した第三者保証報告書

2025年9月29日

丸善石油化学株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 舟橋 克之 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 **長谷 友春**



デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、丸善石油化学株式会社（以下「会社」という。）が作成した「サステナビリティレポート 2025 データ集」（以下「報告書」という。）に記載されている図の付された 2024 年度の環境データ（以下「環境データ」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準（報告書の環境データに注記されている。）に準拠して環境データを作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、環境データに対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「サステナビリティ情報審査実務指針」（サステナビリティ情報審査協会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証拠及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、環境データが、会社が採用した算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上